株式会社 野村経営

NOMURA MANAGEMENT NEWS

NO．３１６（R6．３）
税理士　野村　正雄
TEL　075－211－1888
https://www.nomura-kaikei.biz/

相続があったときの預貯金の仮払い制度とは？

Q 相続があった場合、その人の預貯金が凍結される（預入・引出不能）と聞きました。
遺産分割協議書の作成までに、葬式費用を本人の預貯金から引き出すにはどのようにすればよいでしょうか。

A 相続があった場合、亡くなった人の預貯金を引き出すには原則として、金融機関の定めた書類と遺言書又は相続人全員が署名捺印した遺産分割協議書などが必要となります。

▶ 預貯金の仮払い制度

２０１９年（令和元年）７月１日からの相続等については、民法改正で遺産分割前でも法定相続人が仮払いとして、下記の範囲内で亡くなった人の預貯金の払戻しができるようになりました。

- 相続開始時の預貯金 … 口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）

仮払い金額　＝　預貯金額　×　法定相続分　×　３分の１

（ただし、ひとつの金融機関で１５０万円まで）
※　複数の支店に預貯金がある場合はその全支店

※１．法定相続分とは相続人が財産をもらうことのできる権利の割合です。
２．２０１９年（令和元年）７月１日前の相続等でも同日以後の仮払いができます。
３．預貯金の払戻し制度として家庭裁判所の判断により払戻しできる制度もあります。

▶ 払戻しに必要な書類（金融機関に事前確認しましょう）

１．亡くなった人の生れてから亡くなるまでの戸籍謄本または法定相続情報一覧図
２．相続人の身分証明、印鑑証明書
３．金融機関の一定の申請書

▶ 法定相続情報一覧図　（被相続人の氏名、最後の住所、生年月日、死亡年月日、相続人の氏名、住所などが一覧記載）

法定相続人または代理人が、法務局に一定の手続きをすることにより、法務局の登記官が内容を確認してから、法定相続情報一覧図の写しを交付（複数可能）してくれます。
その一覧図によって、相続登記、預金払い戻しなどの諸手続きが金融機関などに戸籍謄本等を添付することなく行なうことができます

▶預貯金の仮払い制度の注意点

預貯金の仮払い制度を利用すると、そのお金の活用方法により「相続放棄」ができなくなるケースもあり、他の相続人の承諾をしないで仮払いをした場合、他の相続人とトラブルになる可能性がありますので慎重な対応が必要です。

（ワンポイントアドバイス）　亡くなった人の預貯金の一定金額が遺産分割前でも引き出せる！

※ 令和６年３月現在の民法に基づいています。今後に民法改正があった場合は内容が変わります。